

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

1 改正理由

平成31年度組織整備により、歴史遺産を保護・保存し、次世代へ継承するとともに文化財を活用した様々な事業を推進するため、歴史文化財課「文化財係」を「文化財保護係」、「文化財活用係」に分けるとともに、武田氏館跡歴史館の設置に伴い関係する規定等の整備を行う。

2 改正の内容

(1) 第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係
	歴史文化財課	<u>文化財保護係、文化財活用係</u>
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係

(2) 第12条の次に次の1条を加える。

(武田氏館跡歴史館)

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。

(2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。

(3) 武田氏館跡歴史館の管理運営に関すること。

(3) 第20条第1項の表を次のように改める。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
<u>武田氏館跡歴史館</u>		<u>館長</u>

(4) 別表生涯学習室、歴史文化財課の項に次の1号を加える。

(6) 武田氏館跡歴史館に関すること。

3 施行日

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号 第1条～第2条(省略) 第3条（略）			○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号 第1条～第2条(省略) 第3条（略）		
室等	課	係	室等	課	係
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係
	学校教育課	教職員係、教育指導係、 学校危機管理係、学務係		学校教育課	教職員係、教育指導係、 学校危機管理係、学務係
	学事課	学事係、保健給食係		学事課	学事係、保健給食係
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係		教育施設課	計画係、営繕係、設備係
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係		歴史文化財課	<u>文化財係</u>
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係		スポーツ課	スポーツ係、企画整備係
第4条～第12条（省略）			第4条～第12条（省略）		

(武田氏館跡歴史館)

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例(平成30年9月条例第24号)

第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関する事。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関する事。
- (3) 武田氏館跡歴史館の管理運営に関する事。

(教育機関の職)

第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
武田氏館跡歴史館		館長

2・3 (略)

(新規)

(教育機関の職)

第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
<u>(新規)</u>		

2・3 (略)

別表

室等	課等	分掌事務
教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関する事 (2) 公印の管理に関する事 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関する事 (4) 教育委員会の会議に関する事 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関する事 (7) 職員（教員を除く。）の人事、給与及び表彰に関する事 (8) 規則等の制定及び改廃に関する事 (9) 職員の安全衛生に関する事 (10) 組織の総合調整に関する事 (11) 物品等の購入契約及び検収に関する事 (12) 物品の出納及び管理に関する事 (13) 教育財産の総括管理に関する事 (14) 教育行政に関する相談に関する事 (15) 学校規模適正化に関する事

別表

室等	課等	分掌事務
教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関する事 (2) 公印の管理に関する事 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関する事 (4) 教育委員会の会議に関する事 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関する事 (7) 職員（教員を除く。）の人事、給与及び表彰に関する事 (8) 規則等の制定及び改廃に関する事 (9) 職員の安全衛生に関する事 (10) 組織の総合調整に関する事 (11) 物品等の購入契約及び検収に関する事 (12) 物品の出納及び管理に関する事 (13) 教育財産の総括管理に関する事 (14) 教育行政に関する相談に関する事 (15) 学校規模適正化に関する事

	(16) 部内の庶務に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。 (2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。 (3) 教科書の採択に関すること。 (4) 特別支援教育に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 教育相談に関すること。 (7) 教職員の給与に関すること。 (8) 教育国際交流に関すること。 (9) 学校内外の危機管理に関すること。 (10) 教育研修所及び教育指導研究センターの運営管理に関すること。 (11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。
学事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理に関すること。 (2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関すること。 (3) 教材教具、設備及び備品等に関すること。 (4) 入学準備金に関すること。 (5) その他学校教育の振興に関すること。

	(16) 部内の庶務に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。 (2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。 (3) 教科書の採択に関すること。 (4) 特別支援教育に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 教育相談に関すること。 (7) 教職員の給与に関すること。 (8) 教育国際交流に関すること。 (9) 学校内外の危機管理に関すること。 (10) 教育研修所及び教育指導研究センターの運営管理に関すること。 (11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。
学事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理に関すること。 (2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関すること。 (3) 教材教具、設備及び備品等に関すること。 (4) 入学準備金に関すること。 (5) その他学校教育の振興に関すること。

	<p>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関すること。</p> <p>(7) 学校給食関係団体に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関すること。</p> <p>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関すること。</p> <p>(10) 就学援助に関すること。</p> <p>(11) 就学时健康診断の実施に関すること。</p> <p>(12) 健康診断、感染症予防等の指導に関すること。</p> <p>(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(15) 学校保健に関すること。</p> <p>(16) 学校保健団体との連絡調整に関すること。</p>			<p>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関すること。</p> <p>(7) 学校給食関係団体に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関すること。</p> <p>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関すること。</p> <p>(10) 就学援助に関すること。</p> <p>(11) 就学时健康診断の実施に関すること。</p> <p>(12) 健康診断、感染症予防等の指導に関すること。</p> <p>(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(15) 学校保健に関すること。</p> <p>(16) 学校保健団体との連絡調整に関すること。</p>
教育施設課	<p>(1) 教育施設の調査計画に関すること。</p> <p>(2) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(3) 教育施設の維持修繕に関すること。</p> <p>(4) 教育施設の電気その他の設備の維持修繕に関すること。</p>		教育施設課	<p>(1) 教育施設の調査計画に関すること。</p> <p>(2) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(3) 教育施設の維持修繕に関すること。</p> <p>(4) 教育施設の電気その他の設備の維持修繕に関すること。</p>

生涯学習室	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習推進本部に関する事 (2) 生涯学習ビジョンに関する事 (3) まなびフェスティバル事業に関する事 (4) まなび奨励ポイント制度に関する事 (5) 出前講座に関する事 (6) 放課後子供教室に関する事 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関する事 (8) 社会教育委員に関する事 (9) 公民館の総合調整に関する事 (10) 成人式に関する事 (11) 総合市民会館に関する事 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事 	生涯学習室	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習推進本部に関する事 (2) 生涯学習ビジョンに関する事 (3) まなびフェスティバル事業に関する事 (4) まなび奨励ポイント制度に関する事 (5) 出前講座に関する事 (6) 放課後子供教室に関する事 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関する事 (8) 社会教育委員に関する事 (9) 公民館の総合調整に関する事 (10) 成人式に関する事 (11) 総合市民会館に関する事 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事
	歴史文化財課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関する事 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事 		歴史文化財課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関する事 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 (6) 武田氏館跡歴史館に関すること。
スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興及び奨励に関すること。 (2) スポーツ関係団体に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関すること。 (6) 夜間照明施設に関すること。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 (8) 校庭開放事業の運営に関すること。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関すること。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館の管理運営に関すること。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関すること。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 <p>(新規)</p>
スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興及び奨励に関すること。 (2) スポーツ関係団体に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。 (4) スポーツ推進委員に関すること。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関すること。 (6) 夜間照明施設に関すること。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 (8) 校庭開放事業の運営に関すること。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関すること。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館の管理運営に関すること。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関すること。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関すること。

	<p>(4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関すること。</p> <p>(5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関すること。</p> <p>(6) 読書会等の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関すること。</p> <p>(8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関すること。</p> <p>(9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌の頒布に関すること。</p>		<p>(4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関すること。</p> <p>(5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関すること。</p> <p>(6) 読書会等の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関すること。</p> <p>(8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関すること。</p> <p>(9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌の頒布に関すること。</p>
--	--	--	--

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則（案文）

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係

第12条の次に次の1条を加える。

（武田氏館跡歴史館）

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 武田氏館跡歴史館の管理運営に関すること。

第20条第1項の表を次のように改める。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
武田氏館跡歴史館		館長

別表生涯学習室、歴史文化財課の項に次の1号を加える。

(6) 武田氏館跡歴史館に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。